

## 台湾向けに輸出される食品等に関する証明書発行手続要領

平成27年6月17日 埼玉県農林部長決裁

令和2年11月17日 一部改正

### (目的)

第1条 本要領は、食品の輸出に際して台湾が求める産地証明書に関し、埼玉県が行う証明書発行について必要な手続き等を定める。

### (証明書発行の対象)

第2条 本要領に基づく証明書発行の対象となるものは、埼玉県において生産または収穫され、または最終的に加工され、台湾に輸出される食品（酒類を除く）とする。

### (証明書の発効要件)

第3条 証明書は以下のいずれかの要件に該当する食品に対して発行する。

- (1) 埼玉県が原産地の農林産物であること。
- (2) 埼玉県において最終的に加工された食品であること。

### (証明書の申請手続き)

第4条 証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から(5)に掲げる書類又は書類の電子データを埼玉県農林部長あて提出する。

- (1) 台湾向け輸出食品の輸出に関する証明申請書（別記様式1）
- (2) Declaration for the import into Taiwan (name of country or region) Food Products from Japan（台湾への原産地証明書）（別記様式2）
- (3) インボイス等輸出手続き関係書類の写し
- (4) 原産地（加工品は加工施設の所在地）等証明事項が確認できる書類（別記様式3等）
- (5) その他台湾への輸出証明書の記載事項を確認できる書類

2 申請の受付及び証明書の発行は、埼玉県農林部農業ビジネス支援課（以下、農業ビジネス支援課という。）で行う。

3 農業ビジネス支援課は、提出された書類を確認の上、適当と認められる場合は、別記様式2に署名押印することにより、証明書として発行する。

4 申請者が郵送での証明書の交付を希望する場合返信に要する経費は申請者が負担することとする。

5 輸出申請書記載事項を確認するため、必要に応じて現地確認を行う。

### (実施細則)

第5条 この要領に定めるもののほか、証明書の発行に関し必要が生じた場合には、別に定める。

附則 この要領は、平成27年6月17日から施行する。

この要領は、令和2年11月17日から施行する。